

令和7・8年度名護市入札参加資格における主観的事項算定（発注者別評価点）について  
（建設コンサルタント）

建設コンサルタント業務の入札参加登録に当たり、土木関係コンサルタント業務及び建築関係コンサルタント業務（建築設計）の業種について市内業者を対象に発注者別評価点を導入するものとし、その配点について次のとおり定めるものとする。なお、主観的事項算定により与えられる発注者別評価点は次回入札参加申請まで固定して取扱うものとする。

1 技術者数（資格数）（令和7年11月30日時点）

別表の技術者資格区分表に該当する資格及び配点により点数を付加する。

2 雇用状況

(1) 名護市内在住職員数（代表者も含む）（令和7年11月30日時点）

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書又は雇用保険被保険者証における被保険者の内、住民票等により、名護市内在住者の職員を雇用していることが確認できる場合は、名護市内在住雇用者数に応じ、次の表のとおり点数を付加する。

区分（名護市内在住者のみ対象）		付加点数
15人未満	1人につき	2点
15人以上	一律	30点

(2) 障害者雇用（令和7年6月1日時点）

障害者の雇用状況に応じて次の表のとおり点数を付加する。

区分	付加点数
障害者雇用1人につき	5点

3 団体加入

技術力向上に向けた技術講習会等の開催、参加の他、地域貢献活動の実績を考慮し、令和7年11月30日時点において次の表に掲げる団体に在籍している者に対して、点数を付加する。

この場合において、複数の団体に加盟している場合は、業種ごとへ点数を付加する。ただし、同業種への加点は5点を上限とする。

加入団体	加算対象工事（工種）	付加点数
北部建設コンサルタント業協会	土木関係コンサルタント業務	5点
北部建築設計協会	建築関係コンサルタント業務 （建築設計）	5点
その他団体（注）	活動目的に関連する業種	5点

（注） その他団体とは次の(1)から(6)までの要件を全て満たす団体のことをいい、その活動目的に関連する業種を加点対象とする。ただし、当該団体の活動目的が発注者別評価点の付加対象となる業種のいずれにも該当しない場合は点数を付加しないものとする。

- (1) 活動拠点が名護市内であること。
- (2) 市内業者のみで構成されていること。
- (3) 団体の規約や会則等があること。
- (4) 設立して1年以上であること。（令和7年11月30日時点）

- (5) 5業者以上の構成員で構成されていること。
- (6) 技術力向上及び地域貢献活動を行っている団体であること。

4 ISO及びエコアクション21の認証・登録（令和7年11月30日時点）

ISO及びエコアクション21の認証・登録により、次の表のとおり点数を付加する。

	9000シリーズの取得	14000シリーズの取得	エコアクション21
付加点数	5点	5点	2点

※ISO 14000シリーズ及びエコアクション21の重複加算は不可。（14000優先）

5 地域貢献（ボランティア）活動

令和4年4月1日から令和6年3月31日までににおける道路、海岸等の清掃活動、交通安全活動、寄付等の地域貢献（ボランティア）活動の有無により、次の表のとおり点数を付加する。ただし、事業者として無償奉仕かつ名護市内で行った活動に限る。

区分		付加点数
人員を動員した活動等	1回	2点（最高10点）
金品等の寄付	一律	5点

※令和9・10年度入札参加申請時にはボランティア活動の対象期間を令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする予定です。

6 指名停止等状況

名護市指名停止等事務処理要綱（平成20年告示第93号）第2条及び第6条の規定に基づき、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に指名停止又は文書による警告等を受けた業者に対し、次の表のとおり減点する。ただし、当該期間中に指名停止及び警告等を計2回以上受けた場合は、大きい方の点数により減点する。

指名停止等状況	警告等	1月以内	3月以内	6月以内	12月以内	12月以上
付加点数	- 5点	- 10点	- 15点	- 20点	- 30点	- 40点

※令和9・10年度入札参加申請時には指名停止等状況の対象期間を令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする予定です。

7 無効入札及び入札不参加状況

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に無効入札（公表された予定価格を超過した入札等）及び入札不参加（辞退届けを提出せずに入札に参加しなかった）を行った業者に対し、次の表のとおり減点する。

	付加点数
無効入札	1回につき - 2点
入札不参加	1回につき - 2点

※令和9・10年度入札参加申請時には無効入札及び入札不参加状況の対象期間を令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする予定です。

8 消防団協力事業所（令和7年11月30日時点）

地域の消防防災力の充実強化等への貢献を考慮し、名護市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成26年10月1日告示第147-2号）に基づき消防団活動に協力している事業所等であると認められた者（同要綱9条にて認定を取り消された者を除く）に対して、点数を付加する。

付加点数
5点

## 別表

技術者資格区分表

業種	配点	資格名
土木関係コンサルタント業務	8点	技術士：建設部門
		技術士：上下水道部門
		技術士：衛生工学部門
		技術士：農業部門
		技術士：森林部門
		技術士：水産部門
		技術士：応用理学部門
		技術士：環境部門
	10点	技術士：総合技術監理部門 ※選択科目を上記技術士の部門とし、同種部門の重複加算は不可とする。
	6点	RCCM：河川、砂防及び海岸・海洋部門
		RCCM：港湾及び空港部門
		RCCM：電力土木部門
		RCCM：道路部門
		RCCM：上下水道及び工業用水道部門
		RCCM：下水道部門
		RCCM：農業土木部門
		RCCM：森林土木部門
		RCCM：水産土木部門
		RCCM：廃棄物部門
		RCCM：造園部門
RCCM：都市計画及び地方計画部門		
RCCM：地質部門		
RCCM：土質及び基礎部門		
RCCM：鋼構造物及びコンクリート部門		
RCCM：トンネル部門		
RCCM：施工計画、施工設備及び積算部門		
土木関係コンサルタント業務	6点	RCCM：建設環境部門
		地すべり防止工事士
	3点	1級土木施工管理技士
2点	2級土木施工管理技士（土木）	

建築関係コンサルタント業務（建築設計）	12点	1級建築士
	8点	2級建築士